

●香川県告示第277号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成25年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-60	三豊市高瀬町佐股字大谷甲568番1、甲569番の一部、甲571番1、甲572番、甲572番2の一部、甲572番3、甲573番、甲574番、甲575番、甲576番、甲577番、甲578番1、甲579番 三豊市高瀬町佐股字奥ノ谷乙219番6、乙219番7、乙219番8、乙219番16、乙219番17、乙219番18、乙219番22の一部、乙219番23、乙222番4の一部、乙224番の一部、乙225番、乙232番3の一部、乙232番4の一部、乙232番13の一部	政令第13条の2第1号
香産-61	三豊市高瀬町佐股字青池乙186番54の一部、乙186番196の一部	政令第13条の2第1号
香産-62	三豊市財田町財田中字一階5199番1の一部、一階5199番4の一部、5199番24の一部	政令第13条の2第1号
備 考 1 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。 2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。 3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		